

I Cカード精算に関する論点の整理について

1 消費税率改定に係る I C 運賃・現金運賃の併存

前提	交通機関運賃には消費税が含まれるため、消費税率が改定され、税抜価格を据え置く場合、税込み価格が変動する。
導入目的	現金精算の場合、交通機関運賃は性質上、少額硬貨が必要な金額とするのはなじまないため、10円単位まで丸めた金額で設定されている。 一方、I Cカード精算の場合、1円単位で細かく設定が可能であるため、税率変更を厳密に転嫁することができる。
例 (路線バス初 乗り運賃)	<p>【消費税5%】 170円</p> <p>【消費税5%→8%】</p> <p><現金運賃> 170円→180円</p> <p><I C運賃> 170円→175円</p>
導入の可否	I C運賃・現金運賃をそれぞれ設定することは可能である。
議論のポイント	今回の運賃改定は消費税率の改定に伴うものではないため、運賃を分ける必要性は乏しく、将来的に消費税率の改定時に議論すべき議題である。

2 バス利用特典サービス（バス特）

前提	1か月間（1日～末日）のICカードでの利用額に応じて、バス運賃の支払いに使用できる「特典バスチケット」がカード内に付与され、次回利用時に自動的に割引が適用される、各事業者共通で行っているサービス。	
導入目的	ICカード利用者への割引サービス。 ICカード利用の促進。	
例 （1か月の利用額に応じた割引額）	<p>※いずれも同一路線のみ利用したと想定</p> <p>例1 1か月間の利用額が1,000円未満の場合 ⇒チケットが付与されないため、割引はない。</p> <p>例2 IC150円区間を10回利用した場合 【料 金】150円×10回＝1,500円 【割引額】100円（割引率約6.7%） ⇒【支払額】1,500円－100円＝1,400円</p> <p>例3 IC175円区間を31日間往復で使用した場合 【料 金】 175円×2回×31日＝10,850円 【割引額】1,560円（割引率約14.3%） ⇒【支払額】 10,850円－1,560円＝9,290円</p>	
導入の可否	運行事業者である京王バス中央株式会社と協議が調べば、導入は可能であるが、システム上、ちゅうバスに対しての割引額を算定することはできない。 そのため、運賃体系が大きく異なる路線をバス特の仕組みに組み込むことは難しい協議となる。	
議論のポイント	メリット	ICカード利用者の負担軽減
	デメリット	収入が減少し、収支が悪化する可能性が高い。
市の財政負担を増やしてまで、ICカード利用者の負担軽減策を導入する必要があるか。		